

# 調停申立書

2023（令和5）年7月31日

東京地方裁判所民事第22部 御中

申立人手続代理人 弁護士 村越 進



同 弁護士 阿部 克臣



外348名

当事者 別紙1当事者目録記載のとおり

損害賠償請求調停事件

調停事項の価額 円

貼用印紙額 円

## 第1 申立の趣旨

- 1 相手方は、申立人らに対し、「別紙3被害一覧表」の「損害額」欄及び「慰謝料額」欄記載の各金額、及び今後明らかになる損害額を支払え
- 2 調停費用は相手方の負担とする  
との調停を求める。



## 第2 紛争の要点

### 1 当事者

#### (1) 申立人ら

申立人らは相手方の正体を隠した違法な伝道教化課程により相手方の信者にさせられた者ないしその家族、あるいはそのための霊感商法の勧誘を受けた者、ないしはそれらの者の相続人である。

#### (2) 相手方

相手方は文鮮明（ムン・ソンミョン）が再臨の救世主であるとの信仰を中核とする「世界基督教統一神霊協会」という宗教団体の、日本における活動を主宰する宗教法人である。

文鮮明は、1946（昭和21）年、平壤において伝道活動を始め、1954（昭和29）年にソウルにおいて世界基督教統一神霊協会を創立した。

その教えは1958（昭和33）年に日本にもたらされ、1964（昭和39）年、東京都知事から、宗教法人法14条に定める規則を認証する旨の決定を受け、宗教法人としての世界基督教統一神霊協会が設立された。相手方の日本国内での組織は中央本部の下に地区→教区→教域→区域という構成になっており、各教域に青年支部、婦人部、店舗、（公認）教会等の部署がある。

相手方は、2015（平成27）年8月27日、その名称を世界平和統一家庭連合と名称変更した。

### 2 相手方の教説

相手方の教説である「統一原理」を理解していると紛争の解決に資するため、以下、概要を述べる（以下、甲1参照）。

統一原理は、「創造原理」、「墮落論」、「復帰原理」から構成されている。「先祖解怨」と統一原理の関係は明らかではないが、相手方から先祖解怨

を理由に多額の献金を強要されている申立人もいるので、ここで述べておく。

## (1) 創造原理

### ア 三大祝福

「創造原理」とは、人間が墮落しないで神の創造目的を完成していたならば、その世界は「三大祝福」が実現された世界であったと説くものである。

「三大祝福」とは、「個性完成」、「子女繁殖」、「万物主管」であり、「個性完成」とは神を中心として心と体が一体となることをいい、「子女繁殖」とは、個性完成した男性と女性が結婚して子女を繁殖し、神を中心とした家庭を作ることをいい、「万物主管」とは、人間が万物世界に対する主管性を確立し、神の願う本然のあり方、即ち、神を中心とした愛と信条で万物を管理することをいう。

### イ アジア的靈魂觀

有形世界で生活した人間が肉身を脱げば、その靈人体は直ちに、無形世界に行って永住するようになる。

「靈人体」とは、精神界（靈界）に存在しながら、現実の人間（肉身）と合わせ鏡のような関係にあって、肉身の善行と悪行に従って、靈人体も善化あるいは悪化する。

靈魂を浄化するためには身体の浄化や贖罪が必要で、それをしなければ靈魂はそのまま地獄行きになる。

## (2) 墮落論

「墮落論」とは、人間始祖が未だ成長期間にあった段階で天使長（サタン）の誘惑を受けて墮落（性交）し、人間は万物以下の存在に墮し、人間も万物もサタンの主管下に落ちたと説く教えである。

## (3) 復帰原理

「復帰原理」とは、墮落して神の愛の主管圏からからサタン主管下に落ちた人類を神は見捨てることができず、人間始祖の墮落時より、今日に至るま

で、地上に救世主（メシア）を送り人類を救うために努力してこられたと説くものである。

そして、「万物復帰」とは、広義には、墮落によって人間が失ってしまった神の愛と心情を中心とした万物に対する内的な主管性を復帰（回復）することであり、狭義には、墮落し、万物より劣る身になった人間が親なる神の御元に帰るために、人間より清い万物を神の前に献祭し、神への信仰と愛とを取り戻すという手続をいう。

#### （4）先祖解怨

「先祖解怨」は、地獄にいる先祖の霊を解怨することにより、先祖の霊が霊界の修練所に行くことができるようにする儀式である。そこで100日間の修練を経た上で「先祖祝福」を受けることで善霊となり、更に40日間の修練を経て子孫のお迎えを受けることで、子孫は先祖の絶対善霊を家庭に連れていくことができるとされている。

先祖解怨及び先祖祝福を行うためには、相手方信者は、それぞれの段階で献金をしなければならず、先祖解怨献金を怠ると、先祖の霊が地獄に戻ってしまい、先祖の霊は子孫が早く解怨してくれないことを恨むようになり、子孫に悪影響を及ぼすと説明されている。また、先祖解怨や先祖祝福を受けるには、韓国の清平に赴いて修練会に参加する必要があるとされており、先祖祝福では参加者本人が祝福リング及び式服を身に着けることが必要であるとされている。

### 3 相手方の不法行為とそれによる申立人らの損害

#### （1）相手方の目的

相手方は、宗教法人ではあるが、その宗教活動の実態は、宗教を利用した組織的な資金集め、人集めの道具として宗教法人格が悪用されているものである。

相手方の目的は、申立人らを相手方の信者にすること、そして、多額の献金

をさせたり、高価な物品を買わせたりすること、申立人らをしてさらに信者を獲得し、同様に多額の献金をさせたり高価な物品を買わせたりすることであった。

## (2) 相手方による正体を隠した組織的かつ違法な勧誘・働きかけ

相手方は、申立人らに対し、その信者をして、申立人らの自宅を訪問させたり、路上で手相の勉強をしているなどとして話しかけさせたり、あるいはビデオセンターに誘わせたりするなどして組織的に働きかけを行った。

しかし、相手方は、前記3(1)の真の目的を隠したまま、申立人らに働きかけ、また、相手方の信者になると、献金にはノルマが課されることや、恋愛は禁止され教祖が決めた相手としか結婚できないこと、嘘をついて物を売ったり新たに信者を勧誘したりすることなど、あまりにも社会常識とはかけ離れたことをしなければならぬことも一切隠していた。それどころか、相手方が宗教団体であることや、相手方の名称さえも隠して働きかけを行った。

こうした正体隠しの伝道勧誘により、相手方の名称やその勧誘目的、入信後の活動実態が当初から告げられていれば到底勧誘に応じなかった者でも、その勧誘に乗せられることとなった。

## (3) 自由な意思決定によらない信仰の植え付け

### ア 入信時

申立人らは、相手方によるこれらの働きかけに加え、申立人らが当時抱いていた悩み事や不安を煽られると同時に先祖の因縁や霊人体について教え込まれ、畏怖困惑を抱かされるようになった。

さらに、申立人らの多くは、相手方が宗教団体であることや名称に加え、相手方が信者にノルマを課して献金させたり、無償で物品販売活動等を行わせたりすること、そして、そのような相手方の信者を新たに勧誘させて、さらに献金や物品販売によって多額の資金を獲得させたりすることを隠されたまま、悩

みや不安を煽られた。その一方で、家族や友人・知人等に相談することを強く口止めされるなどして、正常な判断ができない状況に追い込まれた。

そのような状況の下で、統一原理を核とする相手方の信仰（思考や判断基準）を、それと気付けないようにして植え付けられた結果、自由な意思決定に基づかずに、統一原理を信じないと救われないと的心情にさせられ、入信させられた。

#### イ 入信後

その後も申立人らは、相手方の信者である限り、自由な意思決定が妨げられている状態を継続させられた。その意思に反して植え付けられた教義、価値観によって、ときには、家族や友人・知人との接触を断ち切らせ、申立人らが普通の情緒（例えば、これはおかしい、という疑問）を抱けないようにしてまで継続させられてきた。

そのため、申立人らが相手方の信者であった期間は、申立人らの自由な意思決定が妨げられている状態で、相手方による指揮命令に従ってノルマを課された献金をさせられたり、無償で物品販売活動等の経済活動をさせられたり、その他いずれも相手方の指揮命令によって、相手方のために、相手方の思い通りに活動させられていた。こうして、申立人らは、相手方から求められれば、自由な意思決定に基づかない多額の献金をさせられ、あるいは高額の物品を購入させられたりすることとなった。しかも、それらは長期間継続し、しばしば生活や家庭が破綻するなど、人生が破壊されるほどの重大な結果をもたらした。

これらの経緯は相手方が「コンプライアンス宣言」と称する文書を公表した2009年以降も何ら変化はない。

#### (4) 相手方の勧誘教化活動は自由な意思決定を妨げる違法なものであること

##### ア 悩みや不安を煽った寄付や物品販売は違法

献金や寄付をしたり、物品を購入したりする行為は、自由な意思に基づくものでなければならず、悩みや不安をことさらに煽り、畏怖困惑に乗じて献金や

寄付をさせたり物品を購入させたりすることは違法である。したがって、相手方の前記の勧誘行為が違法であることは明白である。

イ 不当な目的や常識とかけ離れた活動を隠したまま自由な意思決定を妨げて入信させ活動させたことは違法

信仰を受け入れさせるという宗教の伝道活動は、神の教えであること（教えの宗教性あるいは神秘性）を明らかにした上で相手方に信仰を得させようとするものでなければならない。自由な意思決定を歪めないで、信仰を受け入れるという選択、あるいは信仰を持ち続けるという選択をさせるものでなければならない。そして、信仰は、それを信じる者の価値判断の根本となり、その人生に決定的な影響を与えるものであるから、自由な意思決定によって選択されるということが特に重要である。しかし、相手方は、すでに述べたとおり、宗教団体であることも、教える内容が宗教教義であることも秘したまま、申立人らが正常な判断ができない状況に追い込み、自由な意思決定を妨げた状態で入信を決意させた。そして、多額の献金をさせるなど相手方の思い通りに活動させた。しかも、真実かつ不当な目的を隠し、あまりにも社会常識とはかけ離れた活動が必要なことも隠したまま、もはや後戻りできない状態にさせたものであって、相手方のこれらの行為は甚だ悪質であり、その違法性は極めて強度である。

(5) 相手方の行為がもたらした損害

ア 財産的損害

以上の結果、申立人らは、現時点までの調査によれば、少なくとも「別紙3 被害一覧表」の各「損害額」欄記載の金額を下回る事のない財産的損害を被った。

なお、申立人らは本申立前に、相手方に対し繰り返し、献金記録の開示を求めているが、相手方は現在まで立証責任が申立人らにあることを理由として頑なに同求めに応じようとせずにいる。相手方から、申立人らの通知に対す

る個別の回答があったものでも、その内容の多くが不十分、不誠実な内容となっている。

かつて相手方の信者であった者が、献金あるいは物品購入代金としていくらか支払っていたかに関する客観的な資料を、立証責任の問題だけを理由に開示に応じようとならないのは、およそ真つ当な宗教法人の対応とは思われない。提出できないよほど後ろめたい理由があるからと推認せざるを得ない。

相手方が献金等の出捐行為に際し、ア) 信者から振込ではなく現金で支払わせていたこと、イ) 当該出捐に対する領収証や受取証等の資料を交付していなかったことからして、申立人らの側に献金等の出捐の裏付け資料が乏しいことは明らかである。のみならず、ウ) 相手方は各種献金において金額を設定し（例えば、祝福献金は140万円、聖本献金は3000万円など）、献金額が同金額に達して初めて祝福が受けられ、あるいは聖本が授けられていたりした以上、相手方の側には各信者の出捐額を集積、分析するための資料があることは明らかである（証拠の偏在）。特に、先祖解怨献金に至っては、コンピューターシステム上でその実績が管理されているのである。

こうした証拠の所在に関する事情からしても相手方において出捐に関する資料の開示をすべきであり、また、相手方が自らを真つ当な宗教法人だと主張するのであれば、元信者から従前の出捐額を開示するよう求められればこれに応じるべきであるのは当然である。

このように、今後の調停手続の中で、相手方の記録の開示によって損害額が増加することがありうるため、本申立の調停の趣旨では、将来明らかになる損害額も含めている。

## イ 慰謝料

これに加えて、申立人らは相手方の違法な活動に従事させられ、貴重な時間を奪われ、生活や家庭が破綻させられるなどしたことにより、著しい精神的な苦痛を被った。

その精神的苦痛を慰謝するには、少なくとも前記「損害額」欄記載の損害額の1割に相当する損害賠償（慰謝料）（各申立人らの慰謝料額は「別紙3被害一覧表」の各「慰謝料額」欄記載の通り）が必要である。なお、精神的苦痛に対する慰謝料につき、その苦痛が特に大きく、損害額の1割では相当ではないと考えられる申立人については、その事情を「被害の経緯等」欄に記載し、苦痛の大きさに見合った慰謝料額を請求している。

#### （6）相手方の損害賠償責任

申立人らが被った前記の各損害は、相手方が組織的に行った違法な勧誘活動や資金獲得活動によって生じたものである。また、相手方によって相手方の思考や判断基準を刷り込まれ、長期間にわたって自由な意思決定を妨げられた状態に置かれ、相手方の指揮命令によって相手方のために相手方の思い通りに活動させられた結果生じたものである。

したがって、相手方は不法行為（民法709条）に基づき、申立人らが被った損害について賠償する責任があり、また、その信者らが行った不法行為について、使用者責任（民法715条1項）に基づき損害を賠償する責任がある。

#### 4 結語

以上から、申立人らは、調停の趣旨記載の内容での調停を求めるものである。

なお、本件は、財産権上の請求に関する調停を求めるものであるが、前記の通り、相手方が現在まで申立人らから受領した献金等の支払いに関する資料開示に応じず、その正確な算定が極めて困難である。

そこで申立の趣旨には、現在申立人らにおいて把握している財産的損害額（「別紙3被害一覧表」の「損害額」欄記載の金額）及び慰謝料額（同「慰謝料」欄記載の金額）と、今後の協議で明らかになる損害額の双方を調停の対象とし、その全体について算定が困難といえることから、調停事項の価額は各申

立人のいずれも160万円とした（民事訴訟費用等に関する法律4条2項第2文）。

以上

証 拠 書 類

甲1 統一教会との闘い

付 属 書 類

- |   |                  |      |
|---|------------------|------|
| 1 | 申立書副本            | 1通   |
| 2 | 手続代理委任状          | 109通 |
| 3 | 資格証明書            | 1通   |
| 4 | 要請書（調停事項の価額について） | 1通   |
| 5 | 要請書（自庁処理）        | 1通   |